

総 基 環 第 136 号
令和 7 年 6 月 27 日

(別紙 1 の組織及び団体) 御中

総務省総合通信基盤局電波部
電波環境課長

各種イミュニティ試験設備の電波法における扱いについて

平素から電波行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

電気機器の外部からの電流又は電磁波による影響を試験するための設備であるイミュニティ試験設備のうち、10kHz以上の高周波電流を利用するものについては、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」といいます。）第100条に定める高周波利用設備となります。

高周波利用設備に該当するイミュニティ試験設備のうち高周波出力が50Wを超えるものは、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第45条第3号に該当し、その設置には法第100条第1項の規定に基づく許可を受ける必要があります。

当該設備の設置許可に係る具体的な申請手続については、設備を設置しようとする場所を管轄する総合通信局又は総合通信事務所にお問い合わせください。

(参考) <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/other/commtabl/>

以 上

連絡先：
総務省総合通信基盤局電波部電波環境課
担 当：今泉監視官、郷藤係長
電 話：03-5253-5905
E-mail：densyokakari_atmark_soumu.go.jp
※迷惑メール対策のため、「@」を
「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。

送付先一覧（50 音順）

組織・団体名
一般財団法人 VCCI 協会
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人電波産業会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車部品工業会
一般社団法人日本照明工業会
一般社団法人日本鉄道電気技術協会
一般社団法人日本電気計測器工業会
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本ロボット工業会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
国立研究開発法人情報通信研究機構